公益社団法人栃木県産業資源循環協会
協会だより
Vol.145
4月号
〒320-0043
宇都宮市桜4-2-2　栃木県立美術館普及分館3F
TEL　028-612-8016/FAX　028-612-8017
http://www.tochigi-sanpai.or.jp

令和６年度事業実施計画を策定

３月22日に開催した第73回理事会において、令和６年度事業計画が承認されました。概要は次のとおりです。

近年、天然資源を消費し廃棄するリニアエコノミーから、循環経済（サーキュラーエコノミー：CE）への移行が叫ばれ、EUでは自動車の再生プラ最低含有率規制が提案され2030年には施行とのこと。日本の資源循環分野においても、エネルギー消費量の削減、低炭素化、グリーンエネルギーへの転換、熱回収などによりCO_2の排出削減が求められる一方で、CEを推進していくための資源の再生技術に期待が集まっています。具体的には、製造者側に「環境配慮設計」、「リサイクル設計基準」、「再生材の利用」などを義務化し、再生側と情報を共有して再生の困難さを解消し、再生材の品質向上を図る動きです。

協会といたしましては、産業廃棄物の適正処理、様々な研修事業による資源循環の促進や普及啓発・情報提供などの公益のための事業はもとより、行政や公益社団法人全国産業資源循環連合会との連携や人材育成を図るための事業など共益的な事業についても積極的に推進してまいります。また、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可講習会等につきましては、今年度もWeb開催が決まり、昨年度に続き講習会の申し込みや講義ビデオを視聴できる環境を整え、パソコンの操作が苦手な方やWeb環境のない方を支援して参ります。

具体的な各事業の内容につきましては、次のとおりです。

Ⅰ　公益目的事業

1　適正処理推進事業

(1)産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発及び頒布

産業廃棄物の適正処理のために廃棄物処理法で義務付けられている産業廃棄物管理票の正しい使用方法等の普及啓発を目的に、公益社団法人全国産業資源循環連合会等が作成した管理票を広く排出事業者や産業廃棄物処理業者等に頒布する。

(2)排出事業者、処理業者、県民等に対する産業廃棄物に関する相談・指導

産業廃棄物に関する県民等からの相談に指導・助言するとともに、排出事業者からの処理業者の問い合わせに対し、適正処理を行う会員等を紹介する。

(3)廃棄物処理アドバイザリー事業

排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認、廃棄物処理施設を設置する手続き等に際し、支援、助言を行う。

(4)産業廃棄物の適正処理等に関する調査研究

公益社団法人全国産業資源循環連合会等関係機関と連携して、産業廃棄物の適正処理やリサイクル等に関する調査研究を行う。

(5)不法投棄・不適正処理防止対策の推進

平成17年7月に栃木県と締結した「不法投棄等の情報提供に関する協定」に基づき、会員の収集・運搬業務等を通じ、不法投棄等を発見した場合は速やかに関係機関に通報し早期解決を図る。また、県等が行う不法投棄防止キャンペーンへ参加する。

(6)災害廃棄物処理支援事業

被災した市町から直接応援要請を受けることが可能になった「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定」に基づき、地震や風水雪害等の災害により発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に支援・協力する。

2　研修事業

(1)産業廃棄物処理の適正処理等に係る実務者研修

産業廃棄物を取り扱う実務担当者を対象に産業廃棄物の適正処理に必要な基本的事項を中心とした研修会のほか、産業廃棄物処理業界の現状や課題、今後の動向等について研修会を実施する。また、産業廃棄物処理検定の合格を目的とした試験対策研修会を実施する。

(2)産業廃棄物の減量化・再生利用等に関する研修

栃木県、宇都宮市、公益財団法人栃木県環境保全公社等と当協会との共催により排出事業者や処理業者を対象とした産業廃棄物の減量化や廃棄物処理法の改正等に関する講習会を実施する。

(3)労働安全衛生に関する研修

産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を図るための研修会を実施する。

(4)トップセミナー

廃棄物処理業者（特に経営者層）の資質向上を目的に、これからの産業廃棄物処理に関わる環境の変化や社会的ニーズに応じた経営戦略等に関する研修会を実施する。

3　普及啓発・情報提供事業

(1)産業廃棄物処理施設に係る県民の理解促進

栃木県、公益財団法人栃木県環境保全公社と連携を図りながら、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解と信頼を深めるため、「リサイクル施設等を見学してみよう！（リサイクル施設等コンシェルジュ事業）」や環境学習出前授業など啓発事業を行う。

(2)協会だよりの発行

廃棄物行政情報、産業廃棄物処理業界の実態や動向、協会の活動状況などについて、協会機関誌である「協会だより」を毎月１回発行するとともに、ホームページにも掲載し産業廃棄物行政や協会の活動状況等の各種情報を提供する。

(3)ホームページの運営

行政、公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの情報や会員情報の充実を図りながら、情報発信のツールであるホームページを積極的に活用する。

4　栃木県環境保全緊急対策基金事業

当該事業は、産業廃棄物の不法投棄が発生した際に、不法投棄者以外の者が行う必要があると認められる不法投棄物の撤去支援、不法投棄物の飛散流失の防止、不法投棄の拡大防止等の措置を講じることにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としているが、該当事案が生じた場合は、「栃木県環境保全緊急対策基金運営・実施要領」に基づき、適切に事業を執行する。

Ⅱ　共益事業等

1　組織強化事業

(1)新規会員の加入促進による組織の強化

協会組織の充実強化を図るため、協会未加入許可業者に対しパンフレットを配布するほか、各種研修会等の場を活用して加入勧誘するなど、新規会員の加入促進に努める。

(2)会員名簿の作成・配布

会員の最新の許可事項等の情報を取りまとめた名簿を作成し、会員及び関係機関に配布する。

2　意識啓発向上事業

(1)表彰

産業廃棄物の適正処理に貢献した個人及び事業所に対し、協会長表彰を行うほか、行政や上部団体が行う表彰事業に協会員を推薦する。

(2)優良産業廃棄物処理施設等の視察

産業廃棄物処理施設の最新の情報等を収集するため、県内外の優良産業廃棄物処理施設の視察研修を行う。

(3)暴力団等反社会的勢力排除のための研修会

産業廃棄物処理業界から暴力団等反社会的勢力を排除するため、最近の暴力団等の情勢や企業への不当要求の実態と対策等に関する研修会を行う。

(4)行政等からの情報伝達

行政や関係団体からの法改正や指導通知等の情報を速やかに会員に通知し、会員の資質向上に努めるほか、「メール配信サービス」を希望する方には、電子メールでの配信も並行して行う。

(5)許可更新の通知

会員の産業廃棄物処理業許可の期限切れを防止するため、対象会員に対し許可更新の通知を行う。

3　他団体との交流・協力事業

(1)行政との意見交換会

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、協会からの意見・要望や産業廃棄物行政の課題等について栃木県及び宇都宮市の行政当局と意見交換を行う。

(2)排出事業者（団体）との意見交換会

産業廃棄物の処理に関する諸課題について、排出事業者と処理業者がお互いに認識を深め、適正処理を推進するための意見交換を行う。

(3)公益社団法人全国産業資源循環連合会等が実施する行事等への参加

公益社団法人全国産業資源循環連合会や栃木県等が実施する諸会議や各種事業に積極的に参加し、行政や関係団体との連携を深める。

(4)許可申請等に関する講習会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施協力機関として必要な協力業務を行う。また、パソコンをお持ちでない方、パソコン操作が苦手な方、Web環境が整っていない方などを対象に、受講申し込みや講義動画の視聴について支援する。

4　栃木県環境保全対策基金事業

当該事業は、会員の産業廃棄物の適正処理を促進するとともに、産業廃棄物の処理に起因する損害に対して補償を行う制度を確立し、もって県民の安全な生活を確保と環境の保全に寄与することを目的としているが、該当事案が生じた場合は、「栃木県環境保全対策基金運営規程」に基づき、適切に事業を執行する。

Ⅲ　管理事業

1　総会・理事会等の開催

総会、理事会、三役会、各委員会及び各部会において協会の運営や諸課題について活発な議論を行い、協会を適切に運営していく。

(1) 定時社員総会の開催
(2) 理事会の開催
(3) 三役会の開催
(4) 委員会及び部会の開催
(5) 交流会
(6) その他

栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附

栃木県が世界に誇る貴重な文化遺産である「日光杉並木」保護のため、栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附を行う。

第 73 回理事会を開催

３月22日(金)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて第73回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事16名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

１．役員の改選
役員候補者原案を５月に開催予定の第 13 回定時社員総会へ提案することになりました。

２．令和６年度事業計画案（1～3 ページ参照）
３．令和６年度予算案
４．令和５年度決算見込み
原案のとおり承認されました。

５．令和５年度会長表彰（優良従事者等）の候補者選定
会員から推薦があった「優良従事者」と「永年勤続者」の表彰者が決定しました。

６．新規加入会員の承認
賛助会員１社（トライシクル株式会社）の入会が承認されました。

【報告事項】

１．「家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定書」に関する対応
２月 16 日に発生した協定に基づく豚の移送要請の概要及び対応等について報告しました。

２．令和５年度下半期業務執行状況報告書
令和５年度の下半期業務執行状況について報告しました。

３．令和６年度許可等講習会
令和６年度の許可申請等講習会の概要及び栃木会場の日程について報告しました。

４．賀詞交歓会の開催結果
1 月 19 日、宇都宮市の宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催した概要等について報告しました。

５．労働安全衛生に関する研修会の開催結果
２月 13 日、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて開催した概要等について報告しました。

６．全国正会員事務局責任者会議の開催結果
２月 16 日、Web 会議において開催された概要等について報告しました。

７．令和５年度プラスチック資源循環研修会の開催結果
２月 22 日、宇都宮市のライトキューブ宇都宮において開催された概要等について報告しました。

８．建設廃棄物部会及び第１回再生材利用に関する行政との意見交換会の開催結果
２月６日、栃木県立美術館普及分館において開催した建設廃棄物部会及び２月 22 日、同会場で開催された意見交換会の概要等について報告しました。

９．栃木県誕生 150 年記念樹木パートナー事業の知事感謝状贈呈式
３月 11 日に開催された感謝状贈呈式の開催結果について報告しました。

10．会員の異動
代表者が変更した正会員があり、３月６日現在の正会員は 198 社、賛助会員は 23 社、合計 221 社であることを報告しました。

11．今後の日程
主な今後の行事予定について報告しました。

12．当協会青年部 活動報告
直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

新規加入会員紹介【賛助会員１社】

●トライシクル株式会社　　代表取締役　山田　晃一

東京都品川区南大井 6-26-3　大森ベルポート D 館８階
TEL03-6410-8780　　https://tricycle-ce.com
【業種】サービス業（電子契約書の作成等）

令和６年度許可等講習会について

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可等講習会は、オンライン形式及び対面形式により開催され、栃木会場は全てオンライン形式になります。オンライン形式とは、事前にパソコンで講義動画を視聴して受講し、試験会場で修了試験を受けるオンライン型講習会です。受講される方は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから申込みください。

〇(公財)日本産業廃棄物処理振興センター　ホームページ　https://www.jwnet.or.jp

■栃木県の試験会場：コンセーレ　大ホール（１Ｆ）宇都宮市駒生 1-1-6　TEL028-624-1417

○【新規】産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和 ６ 年 ７ 月 ４ 日（木）	１３：４０	150	２５，３００円
令和 ７ 年 １ 月 30 日（木）	１０：００	150	２５，３００円

○【新規】産業廃棄物の処分課程（＊収集・運搬課程と処分課程の同時受講する場合）

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和 ６ 年 10 月 ２ 日（水）	１３：４０	20	３９，６００円 ＊５７，２００円

○【更新】産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和 ６ 年 ７ 月 ４ 日（木）	１０：００	150	１６，５００円
令和 ６ 年 10 月 ３ 日（木）	１０：００	150	１６，５００円
令和 ７ 年 １ 月 30 日（木）	１３：４０	150	１６，５００円

○【更新】産業廃棄物の処分課程（＊収集・運搬課程と処分課程の同時受講する場合）

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和 ６ 年 10 月 ２ 日（水）	１３：４０	30	２０，９００円 ＊３３，０００円

○特別管理産業廃棄物管理責任者

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和 ６ 年 ７ 月 ５ 日（金）	１０：００	150	１３，２００円
令和 ６ 年 10 月 ２ 日（水）	１０：００	150	１３，２００円

≪当協会で受講申込み・講義動画が視聴できます！≫

当協会では、パソコンをお持ちではない方、パソコン操作が苦手な方、Web 環境が整っていない方などを対象に、受講申込みや講義動画の視聴について御支援いたします。当協会への別途負担は発生しません(講習会受講料のみ)。是非、御相談ください。

TEL028-612-8016

＊受講申し込みから、受験までの流れ

①当協会へ連絡後に来所。協会のパソコンで受講申込みの手続きを行う。

②送付先住所に届いたテキストを協会に持参。栃木県立美術館普及分館会議室にてオンラインで「講義動画」を視聴。

③受験日時に試験会場（コンセーレ）に行き、試験を受ける。

栃木県誕生 150 年記念樹木パートナー事業への寄付に対する感謝状が贈呈されました

３月 11 日(月)、栃木県庁特別会議室において、この寄附に対する感謝状贈呈式が開催され、当協会から菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事が出席しました。

栃木県では、栃木県誕生 150 年を契機として、永きにわたって二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担う樹木に対する理解を深め、オールとちぎによるカーボンニュートラルの実現につなげていくことを目的に、「栃木県誕生 150 年記念樹木パートナー事業」を実施されました。当協会では、趣旨に賛同した協会員 38 社と協会の連名で、栃木県庁本庁舎正面入口にあるトチノキ２本の樹木パートナーとなり、樹木周辺に銘板が設置されました。



【感謝状】



【福田知事との記念撮影】



【県庁舎を正面に見て左側のトチノキ】



【県庁舎を正面に見て右側のトチノキ】



【左側の銘板】



【右側の銘板】

新型コロナウイルス感染症への対応に係る感謝状が贈呈されました。

栃木県から、新型コロナウイルス感染症への対応に当たってきた医療団体、事業者、個人など（1,684団体）に感謝状が贈呈され、当協会も拝受いたしました。新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年５月に感染症法上の位置づけが５類と変更なり、本年４月からは通常の医療提供体制に移行することとなりました。



【感謝状】

令和6年度

産業廃棄物処理実務者研修会

いつでも・どこでも
職場や自宅、
好きな時間に
自分の
ペースで!



	開催日	申込
第1期	5月3日～28日	4月1日～24日
第2期	6月3日～28日	5月1日～24日
第3期	7月3日～28日	6月1日～24日
第4期	8月3日～28日	7月1日～24日
第5期	11月3日～28日	10月1日～24日
第6期	12月3日～28日	11月1日～24日
第7期	1月3日～28日	12月1日～24日

カリキュラム（全4講座）		
	❶ 産業廃棄物処理の基礎（第1章～第8章）	第1章 循環型社会推進の法体系および廃棄物処理法の構成 第2章 廃棄物処理法の目的と産業廃棄物の種類 第3章 排出事業者の責務 第4章 産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準 第5章 特別管理産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準 第6章 産業廃棄物処理業 第7章 産業廃棄物処理施設 第8章 行政処分
	❷ 産業廃棄物の委託処理と委託契約	産業廃棄物の委託処理と委託契約
	❸ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)	産業廃棄物管理票(マニフェスト)　※マニフェストの記入方法
	❹ 帳簿	帳簿

1 研修会の目的

産業廃棄物を取り扱う方々(排出事業者含む)の実務に必要な幅広い知識の習得と再確認。

2 受講料

1名につき 8,250円　税込、通信料は利用者負担

※産業廃棄物処理の基礎知識をわかりやすく解説した『産業廃棄物処理実務者研修会テキスト』も別途販売しています。

3 申込方法

専用のポータルサイトより受付

全産連　研修会
https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/　検索

各章の構成

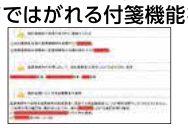
個人学習に最適な「復習(補習)」や「確認テスト」がメインの研修会です!
※各章ごとに、STEP1～STEP3 で構成

STEP1 講義視聴
ナレーション付きスライドショー



要点がわかりやすい!

STEP2 復習(補習)
クリックではがれる付箋機能を搭載



重要語句の暗記に最適!

STEP3 確認テスト
選択式問題や記述式問題を用意



理解度の把握に最適!

次の章へ

公益社団法人
全国産業資源循環連合会
〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

お問い合わせ先
公益社団法人全国産業資源循環連合会　実務者研修会担当
【E-mail】ability-as@zensanpairen.or.jp
【営業時間】月～金 9:00～17:00　【定休日】土日・祝日

2024.04

スキルアップを考えている
方に必須の試験です

産業廃棄物処理検定
廃棄物処理法基礎



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

本検定は環境大臣登録の「人材認定等事業」です

試験問題は
公式テキスト第1版（発行:令和5年9月）の内容を理解しているかを問います。
2024年4月1日時点で成立している法令に準拠して出題します。

この検定に合格すると…
- 合格証明書カードが発行されます。
- きちんとした知識を備えた人材であることを連合会が認定します。
- お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

令和6年度から「CBT方式の試験」で行います。
※ CBTとは、ﾃｽﾄｾﾝﾀｰにおいてﾊﾟｿｺﾝを使用して行う試験

試験実施期間
第7回 令和6年9月9日（月）～9月29日（日）（申込期間）令和6年8月5日（月）～8月26日（月）
第8回 令和7年2月12日（水）～3月5日（水）（申込期間）令和7年1月8日（水）～1月29日（水）
※受験日時については、試験実施期間内で、受験者が選べます。

試験会場
全国約360のテストセンターにある最寄りの会場から受験できます。

受験料
9,900円（税込）

全産連　研修会・セミナー
https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/
検索

申込方法
インターネット（Web）受付のみ
弊会のホームページ経由等で（株）シー・ビー・ティ・ソリューションズのwebサイトから申込いただけます。

受験資格 どなたでも受験可能

出題形式 CBT方式 60問（択一、選択式）

試験時間 75分

試験結果 即時判定

試験形態 テストセンターのパソコンにて回答



お問い合わせ先

公益社団法人
全国産業資源循環連合会
〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

検定試験担当
E-mail：ability-as@zensanpairen.or.jp
●営業時間／月～金　9:00～17:00　●定休日／土日・祝日

2024.04

～会社訪問～

≪会社訪問≫ 今回は、正会員の **株式会社三愛ビルサービス** を訪問しました。

1 会社概要

会社名　株式会社三愛ビルサービス　　代表取締役　平沼　昇
本社　　栃木県宇都宮市下荒針町 3880 番地 5
　　TEL 028-649-3988　　FAX 028-649-3109
設立　　平成 4 年 6 月 1 日　　従業員　50 人

2 許可の取得状況

○産業廃棄物収集運搬業
　栃木県（00900117009）、埼玉県（01101117009）、群馬県（01000117009）
　茨城県（00801117009）、福島県（00707117009）
○建築物維持管理全般
○電気工事業
○建設業（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、
　　舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業）
○労働者派遣事業許可証　厚生労働省　派 09-300243

3 企業理念

私たちは 3 つのことを愛しています。
「会社」「仕事」「仲間」この 3 つを愛することは、「真心をこめて、より美しく」するために欠かせないテーマです。
会社を愛することで、真心をこめた姿勢で取り組み、お客様のニーズに応えます。
仕事を愛することで、高い技術力と丁寧な作業で、より美しく快適な環境を実現します。
仲間を愛することで、環境保全を始め安全に配慮する意識が高まります。
地域に愛される企業になるために、私たちの事業を活かして社会貢献をして参ります。

4 会社からひと言

私たち三愛ビルサービスは創業 32 年を迎えました。専門技術と特殊設備を活かして、プロならではの洗浄力でより美しく仕上げます。
高い技術力だけでなく自然環境にも配慮し、継続的な環境負荷の削減に社員一同取り組んで世の中に役立つ企業を目指します。



ホームページ
http://www.san-ai-bs.co.jp

エコアクション 21 認証

≪会社のＰＲをしませんか≫
「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

ＢＵＮさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！





今回の宿題は「不法投棄」でしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q，次のうち、廃棄物処理法第 16 条の投棄禁止について、誤っているものはどれか。

（１）投棄禁止は、事業者、廃棄物処理業者などの事業活動に伴うものに限られ、一般人は対象とならないものである

（２）投棄禁止は、一般廃棄物、産業廃棄物にかかわらずすべての廃棄物が対象となるものである

（３）投棄禁止は、事業場内、廃棄物中間処理場、廃棄物最終処分場にかかわらず、場所の使用形態にかかわらず対象となるものである

（４）投棄禁止は、自己所有地、借地など、場所の権利関係にかかわらず対象となるものである

（５）投棄禁止は、土地に埋めることのみならず、大量の廃棄物を地上に放置していた場合も対象となるものである

【解説】

法第 16 条の投棄禁止は、「何人も，みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定されている。ここでは、「何人も」であり主体は限定されていないので、事業活動にかかわる者のみならず、一般の人も含まれる。

また、廃棄物は廃棄物処理法の対象となるすべての廃棄物であり、その場所や場所の権利関係にはかかわらず国土のすべての区域である。さらに、投棄禁止は土地に埋めて土をかぶせて埋却する行為のみならず、正当な理由なく地上に放置し、大量の廃棄物により生活道路に飛散するなどの生活環境の保全上の支障が発生している場合など社会通念に照らし許容される範囲を超えたものは不法投棄と認定されることがある。

正解（１）

まぁ、この問題も「常識から言ってダメだろう」という選択肢を残せば自ずと（１）となりますよね。時折、新聞にも一般人が不法投棄して捕まったって記事も載るときがありますし。
では、不法投棄の罰則はどの程度で誰が対象になるのでしょうか？

Q，次のうち、廃棄物処理法第 16 条の投棄禁止違反の罰則について、誤っているものはどれか。

（１）不法投棄の罰則は、処理業者や事業者に限らず実行行為者が適用となる

（２）不法投棄の罰則は、実行行為者へ教唆した者，幇助した者については刑法によりその罰則の適用がある

（３）不法投棄の罰則は、廃棄物処理法上、最も量刑の重い法第 25 条に該当し、5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれの併科である

（４）不法投棄の罰則は、実行行為者のみへの適用で、実行行為者の業務に関連した法人に対して適用はない

（５）不法投棄の罰則を受けても、投棄した廃棄物については、法第 19 条の 5 などの措置命令が発出された場合は、更に原状回復を行わなければならない。

【解説】

法第 16 条の投棄禁止に違反した場合は、法第 25 条第 1 項第 14 号により、5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定され、廃棄物処理法上最も重い量刑である。これは、不法投棄自体が環境破壊行為で、反社会性が高い行為であり、制裁の必要性が高く、法の生活環境の保全と公衆衛生の向上という目的に照らし、最高量刑に位置付けられているものである。

さらに、法第 32 条では投棄禁止違反については、法人の代表者やその従業員などが、その業務に関して違反行為を行った場合は、行為者を罰するほか、その法人に対しても 3 億円以下の罰金刑を科すとし、いわゆる両罰規定を置いている。これは、法人が関与する不法投棄については、反復継続により、大規模な不法投棄に発展し、環境破壊につながるうえ、不法利得が大きく、その抑止効果をも併せて、平成 9 年法改正により規定されたものである。

また、投棄禁止違反により罰則を受けた場合でも、行政から措置命令が発出された場合は、当然その命令を履行する義務が発生する。

正解（４）

皆さんも「両罰規定」という言葉をお聞きになったことがあると思います。犯罪は「自然人」（肉体を持つ、いわゆる普通の人間）しか実行できません。株式会社や有限会社は殺人したり、強盗したりできないですよね。ところが、経済犯罪などは「会社ぐるみ」と捉えて、「会社のためにやっている」と見なされるケースが出てきます。会社の不正な利益のためにやっている犯罪の場合は、会社、法人にも罰を与える、というのが趣旨です。したがって、両罰規定に「懲役刑」や「禁錮刑」はありません。会社の登記簿を牢屋に入れていてもなんの効果も無いですからね。

では、今回の宿題も不法投棄関連で出題してみましょう。



宿題Ｑ

次のうち、廃棄物処理法第 16 条の不法投棄に関する規定について、誤っているものはどれか。

（１）廃棄物を不法に投棄した者は、5 年以下の懲役又は 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

（２）処理基準違反行為の程度が著しい場合でも、本条の対象とならない

（３）事業者、処理業者等が反復継続して不法投棄を行う場合のみならず、単に 1 回だけでも処分した場合にも適用される

（４）廃棄物を不法に投棄した場合、投棄者が法人の使用人であって、当該法人の業務に関して投棄した場合には、投棄者だけでなく、その使用人の法人に対して 3 億円の罰金が課せられる場合がある

（５）軽度の処理基準違反であっても、公共性・密集性の高い地域において行われるなどの事情を勘案して判断され、社会通念上許容されない処分行為であれば対象となる

ワンポイント安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所
CSP労働安全コンサルタント　二階堂　久



荷役（にやく）作業

荷役とは、物流過程における物資の積卸し、運搬、積み付け、取り出し、仕分け、荷ぞろえなどの作業およびこれに付随する作業をいいます。

読み方は、日本産業規格（JIS Z 0111）の定義により、「荷役＝にやく」です（2019年7月1日より日本工業規格が日本産業規格に変わりました）。

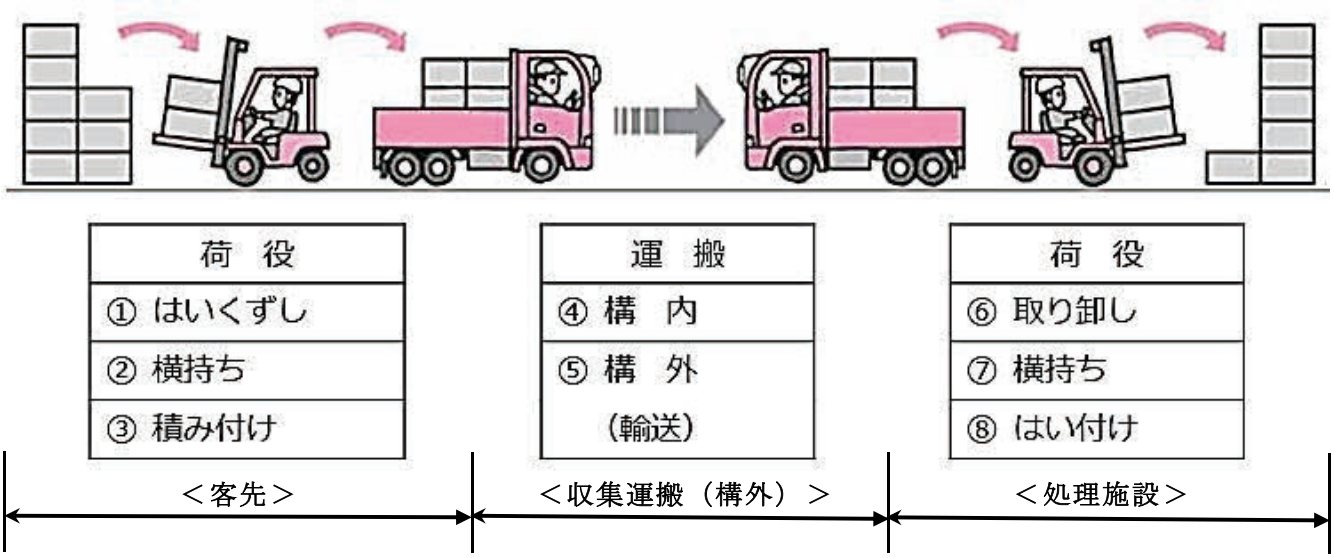
図表１のように、

荷役作業は運搬に伴う積卸し作業や横持ち作業等

運搬作業は異なる場所へ荷を移動すること

となります。

図表１　荷役作業と運搬作業



一般に荷役作業は人力によるものが多くを占めますが、機械は車両系荷役運搬機械として、労働安全衛生規則に定義されています。

産業廃棄物業では、フォークリフト、ショベルローダー、貨物自動車など多くを使用しています。

○労働安全衛生規則　第151条の2（定義）

この省令において車両系荷役運搬機械等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　フォークリフト

二　ショベルローダー

三　フォークローダー

四　ストラドルキャリヤー

五　不整地運搬車

六　構内運搬車（専ら荷を運搬する構造の自動車（長さが4.7m以下、幅が1.7m以下、高さが2.0m以下のものに限る。）のうち、最高速度が毎時15ｋｍ以下のもの（前号に該当するものを除く。）をいう。）

七　貨物自動車（専ら荷を運搬する構造の自動車（前二号に該当するものを除く。）をいう。）

～ワンポイント安全衛生～

車両系荷役運搬機械の➡印箇所は、荷役装置となり、作業開始前点検が義務付けられています。





○労働安全衛生規則　第 151 条の 25（点検）

事業者は、**フォークリフトを用いて作業を行うとき**は、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

一　制動装置及び操縦装置の機能
二　**荷役装置及**び油圧装置**の機能**
三　車輪の異常の有無
四　前照燈、後照燈、方向指示器及び警報装置の機能

○労働安全衛生規則　第 151 条の 75（点検）

事業者は、**貨物自動車を用いて作業を行うとき**は、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

一　制動装置及び操縦装置の機能
二　**荷役装置**及び油圧装置**の機能**
三　車輪の異常の有無
四　前照燈、尾燈、方向指示器及び警音器の機能

保管などのために，倉庫，上屋などに積み重ねられた物品の集団を「はい」（日本産業規格（JIS Z 0111）の定義）といい、処理施設などで、人力によって材料を高さ２ｍ以上積む場合は、資格者（はい作業主任者）の選任が必要です。木材・鋼材は、はい積みになります。

ただし、荷役機械の運転者のみによって行われる場合、つまり作業者が立入らない作業のときは除かれています。



○労働安全衛生規則　第 428 条（はい作業主任者の選任）

事業者は、**令第 6 条第十二号**の作業については、**はい作業主任者技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任しなければならない。**

○労働安全衛生法施行令　第 6 条（作業主任者を選任すべき作業）

十二　**高さが 2 メートル以上のはい**（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。）**のはい付け又ははい崩しの作業**（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。）

〔出典〕

図表―１　「荷役災害防止マニュアル P2」（(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会）

ＣＳＰ労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～コラム～



佐藤泉法律事務所
LAW OFFICE OF IZUMI SATO
代表者：弁護士 佐藤 泉
〒104－0061 東京都中央区銀座１丁目 16-6 鈴常ビル４階
TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 http://satoizumilaw.com

Column
コラム

○環境管理記事：土壌汚染と化学物質

環境管理 2024 年 1 月号に、「環境法専門弁護士座談会（第 1 回）土壌汚染と化学物質」が掲載されました。

日本 CSR 推進協会に所属する環境法専門弁護士が、土壌汚染と化学物質に関連する紛争および法律相談の経験を座談会形式で特集した記事です。紛争の予防及び解決にご参考にしてください。

https://satoizumilaw.com/wp-content/uploads/2024/02/%E7%92%B0%E5%A2%83%E7%92%B0%E5%A2%83%E7%AE%A1%E7%90%862024%E5%B9%B41%E6%9C%88%E5%8F%B7%E7%92%B0%E5%A2%83%E6%B3%95%E5%B0%82%E9%96%80%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E5%BA%A7%E8%AB%87%E4%BC%9A%E7%AC%AC1%E5%9B%9E.pdf

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和６年３月 25 日掲載）

○ＪＷ産廃鼎談－第８回

JW 機関紙に連載されている産廃鼎談の第 8 回に、元厚生省に勤務され、廃棄物処理法制定の法案づくりを担当されていた瀬田公和氏をお招きしました。

廃棄物処理法制定に至る過程での、当時の通産省・産業界との調整、産業廃棄物の範囲、排出事業者の自ら処理の責任、専ら物の規定など、現在の法律の骨格を作る経緯を伺うことができました。

廃棄物処理法は、その後複雑な改正を経ていますが、瀬田氏は、常に常識が重要であることを指摘されています。高度成長の時代から、安定した循環型社会にどのように移行していくか。先人の苦労と知恵から学ぶところは多いと感じました。

https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2024/01/kikansi_202401_p24_28.pdf

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和６年３月 11 日掲載）

○和歌山県におけるサーキュラーエコノミーの実現に関する包括連携協定

和歌山県は 2023 年に「わかやま資源自律経済ビジョン」を策定し、独自の取組を行っています。これに基づき、2024 年 1 月 10 日、ENEOS 株式会社、花王株式会社及びサントリーホールディングス株式会社と包括連携協定を締結しました。

この協定に基づき、家庭から廃棄される使用済み食用油から SAF（持続可能な航空燃料）等の製造、ペットボトル水平リサイクル、使用済み PET 等を利活用したアスファルト改質剤等の製造等が行われる予定です。また、産業界、研究者と自治体が連携し、リサイクルの技術の向上を目指します。

環境省は、地域循環共生圏の構築を自治体に呼び掛けており、このような動きは全国で広がる可能性があります。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/d00215494.html
http://chiikijunkan.env.go.jp/

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和６年３月４日掲載）

～相談事例～

こんな時、どうするの？
私はマンションの大家さんに、ガスボンベを処分してくれないかと頼まれ困っています。どのように廃棄したらいいですか。



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

（相談者）
私は一般廃棄物の収集運搬業者です。マンションの大家さんから退去者が残した家財のほかに、「ガスボンベ」を処分してほしいと頼まれました。クリーンセンターでは処分してくれないというのですが、どうしたらいいですか。

（協会）
あなたは、その大家さんからマンションにある廃棄物の処分をお願いされているのですか？

（相談者）
はい。マンション居住者用のごみ集積場に、市が回収しないごみが置かれたときに声がかかります。一階に飲食店があり、昨年末で廃業しグレーの小さなガスボンベと、緑色の細長いボンベがごみ集積場に残置されていたというのです。飲食店の店主に戻すのが基本でしょうが、その店主に連絡しても高齢なので処分しておいてほしいと頼まれるだけだと思いまして。

（協会）
ガスボンベには所有者の表示があり、バルブを取り除いたものは鉄くずと扱われることもあるようですが、今回のようにバルブがあるものは、ボンベにどのようなガスが残っているか、高圧の危険も伴いますので取り扱いには注意が必要です。
高圧ガスボンベの本体には容器の所有者※を記載する制度になっています。加えて、ボンベの肩の部分に所有者※と充填されているガス種が刻印されています。容器の表示と刻印を見て、表示の名前と電話番号に連絡して引き取ってもらいましょう。ボンベの中にはまだガスが入っているかもしれません。ガスを購入した販売店か、表示や刻印の容器の持ち主への返還が基本です。
（※LP ガスボンベに所有者の刻印はありませんが、塗料又ははがれるおそれのないシールに記載される制度になっています。）

（相談者）
ごみ集積場においてあったくらいですから、ガスの販売店はわかりませんが、このマンションは●●商店が LP ガスを供給しています。表示と刻印について、緑のボンベには「〇〇液炭 03−××11−22〇〇」とあり、肩には CO2 と刻印があります。グレーのボンベには表示がありませんが、LP という刻印がありました。昔、座敷で鍋料理をするときなどに使ったバスケットボールぐらいの小さな LP ガスボンベです。カセットではありません。

（協会）
緑のボンベには「炭酸」が入っていて連絡先がありますね。グレーの容器は LP ガスやそのほかのガスの場合があり、容器には LP とあるのですね。可燃性ガスですから注意が必要です。

（相談者）
緑のボンベについては、表示の連絡先に連絡してみます。LP ガス容器はどうしましょう。

（協会）
LP ガスについて、県内であれば一般社団法人栃木県 LP ガス協会 028-689-5200 に相談できます。LP ガスを危険のないように取り扱ってくれる方を教えてくれます。

（相談者）
わかりました。

（協会）
LP ガス以外の容器は、高圧ガス保安協会の HP に容器の所有者リストがあります。電話番号がない場合は、アルファベットと数字３桁の刻印から読み取ることもできます。
容器所有者登録記号番号簿（令和３年９月３０日版）QR コード

（相談者）
緑色の容器は、表示の電話番号に電話をしましたら、結局〇〇ビール㈱が取りに来ることになりました。LP ガスボンベは●●商店が引き取ってくれました。

令和６年度 栃木県・宇都宮市　廃棄物担当職員

令和６年４月１日付けの人事異動による栃木県及び出先機関、宇都宮市の産業廃棄物担当職員は次のとおりです。

■栃木県環境森林部

環境森林部長	齋藤　利也
環境森林部次長兼環境森林政策課長	野中　寿一
環境森林部次長	大栗　英行
環境森林部参事	山口　弘美

資源循環推進課

資源循環推進課長	大橋　禎恵
課長補佐（総括）	佐藤　正行

企画推進担当　TEL028-623-3228

課長補佐（GL）	藤平　慶志
主任	大内　基彰
主任	佐藤　安里紗
主事	田村　知也

廃棄物対策担当　TEL028-623-3107

副主幹（GL）	福田　喬広
主査	角田　武裕
主任	小野　陽平
主事	髙久　唯一花
技師	猪瀬　絢加

（災害等廃棄物対策）　TEL028-623-3098

係長（TL）	荒川　亮
主査	後藤　亮
技師	簗田　慧
主事	小林　優平

審査指導班　TEL028-623-3154

班長	松木　太郎
副主幹（併）	小池　良成
主査	前野　優哉
主査	加藤　将樹
主査（併）	横塚　大樹
主任	今井　涼介
主任	舘野　雄備
主任	松村　裕治
主事	山本　祥
技師	福田　佑樹
技師	菊池　隆寛

■県西環境森林事務所　TEL0288-23-1000

環境部長	永嶋　龍一
部長補佐兼環境対策課長	野口　雄一
主査	宇賀神　尚介
主事	沼尾　拓実
技師	吉田　誠

■県東環境森林事務所　TEL0285-81-9002

環境部長	中村　秀悦
部長補佐兼環境対策課長	齋藤　康司
係長	大野　貴博
技師	稲葉　陵
技師	髙倉　美河

■県北環境森林事務所　TEL0287-22-2277

環境部長	大関　正浩
部長補佐(総括)兼環境対策課長	野澤　剛
主査（併）	岡崎　弥
主査	泉　陽誉
主任	油谷　諒
主任	森島　俊樹
主任	八木澤　忍
主任	大場　勇希
主事	辻　亮太
技師	村田　智哉

■県南環境森林事務所　TEL0283-23-4445

環境部長	森山　和彦
部長補佐兼環境対策課長	人見　敬一
副主幹	田中　久代
副主幹	山田　真里
主事	三井　保孝

■小山環境管理事務所　TEL0285-22-4309

所長	伊東　佳久
主幹兼所長補佐（総括）兼環境対策課長	芹澤　広行
副主幹	福士　宏樹
主査	手島　和典
主査（併）	齋藤　智之
主任	平山　大輔
主任	宮崎　友哉
主任	石原　敬史
技師	星　臣來
主事	戸田　あゆみ
技師	岩崎　浩吉
主事	大川　泉

■宇都宮市環境部

環境部長	大沢　悟
環境部次長副参事（脱炭素担当）兼務	荒木　義行
環境部副参事（廃棄物政策担当）	荒井　厚文

廃棄物政策課	
廃棄物政策課長	荻原　研二
廃棄物政策課主査	藤平　剛久
廃棄物政策課長補佐	田上　貴子

企画調整グループ　TEL028-632-2415

係長	佐藤　敦子
主任	手塚　由美子
主任	金林　睦
主任主事	鈴木　靖果
主事	矢古宇　希
主事	高根澤　文香
主事	青木　大空

審査指導グループ　TEL028-632-2928

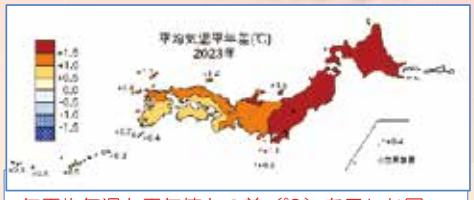
係長	川村　幸良
総括	池辺　英文
主任	松尾　智弘
主任	常田　賢
主任	安納　康之
主任技師	小宅　智子
主任技師	三浦　智寛
主事	長谷川　雄大
主事	隠岐　梓
主事	阿部　美佳

令和６(2024)年３月

栃木県気候変動適応センター 通信29号

令和5年は 県内各地で 年平均気温が過去最高！

気象庁は、令和6年1月4日に、日本の天候の特徴をまとめた「2023年(令和5年)の日本の天候」を公表しました。令和5年は全国的に気温が高く、1946年の統計開始以降、北日本と東日本では年平均気温が１位の高温、西日本では1位タイの高温となりました。



年平均気温と平年値との差（℃）を示した図
（気象庁発表 2023 年（令和５年）の天候から）



栃木県でも、過去の観測結果と比較できる13の観測所※で、過去最高の年平均気温を記録しました。

※ 13の観測所
那須高原、五十里、黒磯、土呂部、大田原、奥日光、塩谷、那須烏山、鹿沼、宇都宮、真岡、佐野、小山



（・13 の観測地点）

今年も暑い夏になるとの予報発表！

気象庁は、令和6年２月20日に、6月～8月（暖候期）の予報（今夏の長期予報）を発表しました。

全国的に平均気温が平年より高くなる見込みであり、高温をもたらす条件が重なった場合、観測史上最も暑くなった令和５年の夏並みになる可能性もあるということです。

また、この長期予報が発表された２月20日には、南から暖気が流れ込んだ影響で、太平洋側の各地で気温が上がりました。群馬県伊勢崎市では気温が25.4℃まで上昇し、関東地方で今年初となる夏日を観測しました。（夏日とは、最高気温が 25℃以上の日）

関東で2月に夏日！



関東甲信地方では気温が平年より高くなる確率が 50%以上であることを示した図（気象庁 暖候期予報から）

早めの暑熱対策で、厳しい暑さに備えましょう！



4～5月から暑くなってきたり、突然の真夏日になる可能性もあります。

熱中症予防のためには、体を暑さに順応させること（暑熱順化）が重要です。

実際に気温が上がる前に、軽い運動や湯船に浸かる入浴などをして、無理のない範囲で汗をかくことで、体温調節機能を高められます。

また、家の冷房を試運転しておくと安心です。

本格的な夏になる前から早めの熱中症対策を心がけましょう。





栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課　☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHP を御覧ください。
（https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html）

HP

X
（旧 Twitter）



2024 4月～6月 ガイドツアー

4月

春はもうすぐ！小さな春を探しにいこう！

他には…
✿奥日光ナイトサファリ(4/27)

詳細やお申込み、その他ツアーは各月のQRコードからどうぞ！

面白い虫をさがそう！コブハサミムシ



昆虫界一の親子愛！
壮絶な生命ドラマに刮目せよ！

4/21(月) 9：30～12：00
参加費：3,000円
集合　：日光自然博物館

奥日光バードウォッチング三昧



野鳥の楽園奥日光！
たくさんの野鳥に会いに行こう！

4/29(月) 10：00～14：30
参加費：2,000円
集合　：赤沼自然情報センター

5月

花が咲き鳥が鳴く奥日光！

詳細やお申込み、その他ツアーは各月のQRコードからどうぞ！

戦場ヶ原春のガイドウォーク



どなたでも大歓迎！
短距離のお手頃ハイキング！

5/3(金)、**4**(土)、**5**(日)、**6**(月)
参加費：1,000円
集合　：赤沼自然情報センター

奥日光ナイトサファリ



夜間臨時便の低公害バスに乗って
夜行性の動物を観察しよう！

5/3(金)、**5**(日)、**11**(月)、**18**(月)
参加費：3,000円(色公害バス運賃別途)
集合　：赤沼自然情報センター

6月

新緑がまぶしい季節！

詳細やお申込み、その他ツアーは各月のQRコードからどうぞ！

夜の生きもの探し in 中禅寺湖



いきものは夜も元気！
まっくらな水辺と森を探検！

6/22(土)
参加費：2,000円
集合　：歌ヶ浜第一駐車場

これからの季節ももりだくさん！

✿お花ちゃんとフラワーハイキング
✿山の日から始める～レッキング(8月)
✿戦場ヶ原夏のガイドウォーク(8月毎土日)

などなど！お楽しみに！

栃木県立
日光自然博物館
TOBU Group
〒321-1661 栃木県日光市中宮祠2438-1 ☎0288-55-0030

栃木県内のまつり・イベント情報（４月・５月）

本物の出会い 栃木

期日	名称	市町名	場所（集合場所）	問い合わせ	TEL
3月15日（金）～5月15日（水）	うずまの鯉のぼり	栃　木　市	巴波川（栃木市倭町、室町、湊町周辺）	（一社）栃木市観光協会	0282-25-2356
3月20日（水）～5月6日（月）10:00～17:30	第45回天平の花まつり	下　野　市	天平の丘公園（下野市国分寺993-1）	（一社）下野市観光協会	0285-39-6900
3月23日（土）～4月21日（日）	大田原市さくら祭	大 田 原 市	・龍城公園（大田原市山の手2丁目） ・龍頭公園（大田原市城山2丁目）	大田原市観光協会	0287-54-1110
3月23日（土）～5月12日（日）	あしかが『美』食まつり2024	足　利　市	足利市内協賛店舗	（一社）足利市観光協会（事務局）	0284-43-3000
3月23日（土）～4月下旬	日光桜回廊	日　光　市	日光市相生町、松原町、石屋町、稲荷町、御幸町、鉢石町、山内エリア（日光駅～日光東照宮近辺）（日光市山内2300）	（一社）日光市観光協会	0288-22-1525
4月5日（金）、6日（土）、7日（日）、12日（金）、13日（土）、14日（日）、19日（金）、20日（土）、21日（日）	大つけ麺博PRESENTS最強ラーメン祭IN小山2024	小　山　市	小山御殿広場（小山市中央町1丁目1-1）	大つけ麺博PRESENTS最強ラーメン祭実行委員会事務局	03-3401-6652
3月30日（土）～4月30日（火）	芝ざくらまつり	市　貝　町	芝ざくら公園（芳賀郡市貝町見上614-1）	市貝町観光協会	0285-68-3483
4月1日（月）～5月5日（日）	鯉のぼりの群雄	小　山　市	小山総合公園内森のはらっぱ（小山市外城371-1）	（一社）小山市観光協会	0285-30-4772
4月5日（金）～5月6日（月）	春一番風街道	日　光　市	鬼怒川温泉駅前広場（日光市鬼怒川温泉大原）	（一社）日光市観光協会	0288-22-1525
4月中旬～5月中旬（予定）	板室温泉こいのぼり	那須塩原市	板室温泉地内中川河川敷（那須塩原市板室）	黒磯観光協会	0287-62-7155
4月13日（土）～5月15日（水）	あしかがフラワーパーク「ふじのはな物語～大藤まつり2024～」	足　利　市	あしかがフラワーパーク（足利市迫間町607）	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
4月20日（土）～21日（日）	大田原屋台まつり	大 田 原 市	金燈籠交差点付近（大田原市中央1丁目1）	大田原市屋台まつり実行委員会（大田原商工会議所内）	0287-22-2273
4月21日（日）	栗石かえし	日　光　市	・日光東照宮（日光市山内2301） ・日光山輪王寺大猷院（日光市山内2300）	・日光東照宮 ・日光山輪王寺	・0288-54-0560 ・0288-54-0531
4月27日（土）～5月6日（月）	第109回益子春の陶器市	益　子　町	益子町内各所（城内坂、道祖土地区中心）	益子陶器市実行委員会（益子町観光協会）	0285-70-1120

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

ライフプランコラム「いま、できる、こと」

老後の自由時間は 8万時間もあるそうですが……

以前、定年本のベストセラー作家、楠木新（くすのき あらた）氏が、こんなことをおっしゃっていました。

「例えば、60歳で定年になって、そのあとずっと過ごしていったら、自由時間ってどれくらいあると思いますか？」

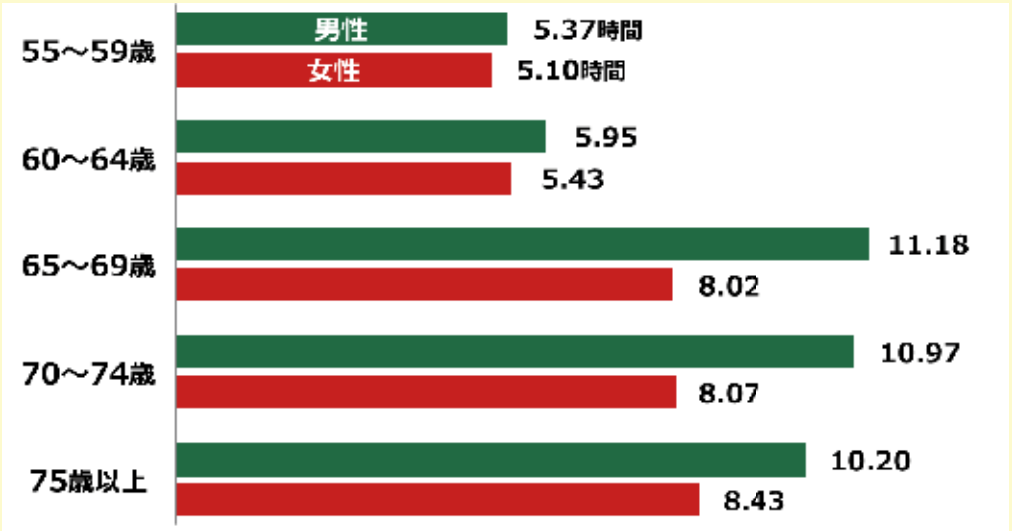
「これはちょっと私の方で計算したら、8万時間ですね。1日自由になる時間が何も仕事をしないと大体11時間くらい、これ私自身の経験なんですけど。それで、今、平均の余命が長くなっていますので、60歳の時だと男性で84歳くらい、女性だと88歳ぐらいまで生きるという試算で計算すると、自由時間が8万時間なんですね」

「今、働いている方は労働時間が年間1,800時間なので、40年間ずっと働いてきた労働時間より長い自由時間があると。この自由時間をどうやって過ごしていくか、というのが、人生後半戦の大切なポイントだと思っているんですね」

8万時間って聞いて、皆さんはどんな感想を持ちましたか？ 私は“8万”という時間があまりにも大きすぎて、「どうしたらいいか分からんなぁ～」と思いました。そこで何か考えるヒントはないかと、その”8万”の根拠を少し調べてみました。それが、「1日当たりの平均自由時間」というデータ※です。

たしかに、定年後の自由時間は楠木氏のおっしゃるように1日11時間ですね。それを自宅のパソコンで確認したちょうどそのとき、妻が後ろを通りかかりました。私が「定年後の自由時間は……」と自慢げに説明したところ、妻が一言、「何だか大層なことを言ってるようだけど、それって、定年後も夫は家事をしてないってことじゃないの？」と。男女差を見ると、たしかにご指摘の通り、何も言えませんでした……

■ 1日当たりの平均自由時間



※ 出所：総務省統計局「社会生活基本調査」（平成28年）

大和証券　ライフプランビジネス部
2024/3/26作成



主催＝栃木県立美術館
後援＝朝日新聞宇都宮総局
宇都宮コミュニティFM、ミヤラジ
NHK宇都宮放送局
エフエム栃木
産経新聞社宇都宮支局
下野新聞社
東京新聞宇都宮支局
とちぎテレビ
栃木放送
日本経済新聞社宇都宮支局
毎日新聞宇都宮支局
読売新聞宇都宮支局
開館時間＝9時30分～17時（入館は16時30分まで）
休館日＝月曜日（ただし4月29日（月）、5月6日（月）は祝日のため開館）、4月30日（火）、5月7日（火）
観覧料＝一般1200（1000）円、大高生600（500）円、中・小学生以下無料
（ ）内は20名以上の団体料金
無料日＝6月8日（土）、6月9日（日）、6月15日（土・県民の日）

高橋由一

2024 4.20 sat. – 6.16 sun.



から

黒田清輝



明治洋画壇の世代交代劇



Generational change from TAKAHASHI Yuichi to KURODA Seiki

〒320-0043 栃木県宇都宮市桜4-2-7 tel 028-621-3566 https://www.art.pref.tochigi.lg.jp/

1. 高橋由一《山形市街図》1881-82年、山形県
2. 高橋由一《鮭図》1878年頃、山形美術館寄託
3. 黒田清輝《花野》1907-15年、東京国立博物館
（画像出典：ColBase（https://colbase.nich.go.jp/））
4. 黒田清輝《婦人像（厨房）》1892年、東京藝術大学大学美術館

栃木県立美術館へ

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

2024
4.20 sat. — 6.16 sun.
Generational change from TAKAHASHI Yuichi to KURODA Seiki


1

高橋由一から黒田清輝へ


2

明治27年、明治時代の洋画壇を切り開き「近代洋画の父」と呼ばれる高橋由一が没しました。その前年の明治26年、フランスで洋画を学んだ黒田清輝が帰国し、「外光派」と呼ばれる新しい洋画を日本にもたらしました。日本の洋画界に大きな影響を与えた由一と黒田は、まるで交代劇を演じるかのように入れ替わったのです。幕末から明治初期に来日したバルビゾン派の系譜に連なる外国人画家らに油絵を学び「旧派」や「脂派」と呼ばれる画派となった由一の世代と、印象派や象徴主義の時代を迎えた欧米に留学して油絵を学び「新派」や「紫派」と呼ばれた黒田の世代には、同じ明治洋画でありながら大きな断絶があるといえます。本展では、高橋由一と黒田清輝が活躍したそれぞれの時代を比較しながら、明治洋画壇で起きた重要な世代交代劇を検証します。


4


3

1. 原田直次郎《高橋由一像》1893年、東京藝術大学大学美術館 | 2. 久米桂一郎《黒田清輝肖像》制作年不詳、久米美術館 | 3. アントニオ・フォンタネージ《十月、牧場の夕べ》1860年、千葉県立美術館 | 4. 高橋由一《騒雨図》1877年頃、栃木県立美術館 | 5. チャールズ・ワーグマン《海岸風景》制作年不詳、栃木県立美術館 | 6. 黒田清輝《夏図習作（横たわる女）》1892年頃、宇都宮美術館

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts



［交通案内］
○電車・バス＝・JR東京駅から東北新幹線にて約50分・JR宇都宮駅（西口6番・7番バス乗場）、東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・駒生行き」で約15分、「桜通十文字」バス停下車徒歩5分
○自家用車＝・東北自動車道鹿沼ICから約10km、約20分・北関東自動車道壬生ICから約13km、約25分

明治洋画壇の世代交代劇

［同時開催］
コレクション展1 始まりの美術
2024年4月20日（土）
～6月16日（日）

［宇都宮美術館のご案内］
イヴ・ネッツハマー
ささめく葉は空気の言問い
2024年3月10日（日）～5月12日（日）

大川美術館コレクションによる
20世紀アートセレクション――
ヒカソ、ベン・シャーンから
ポップ・アートまで
2024年6月9日（日）
～8月18日（日）
宇都宮市長岡町1077
tel 028-643-0100

関連イベント

講演「明治洋画の変革
和製油画から日本洋画へ」
講師＝古田亮（東京藝術大学大学美術館教授）
期日＝5月12日（日）14:00～（開場13:30）
会場＝当館集会室　定員＝80名（先着順）
※申込不要。当日の企画展観覧券が必要。

担当学芸員によるギャラリー・トーク
4月20日（土）15:30～、5月26日（日）14:00～、6月2日（日）14:00～
集合場所＝企画展示室入口
※申込不要。当日の企画展観覧券が必要。


5


6

会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行います。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

≪登録方法のご案内≫

■送信先：協会 e-mail　**info@tochigi-sanpai.or.jp**

＊メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

＊本文に　①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】　－許可証の変更等について－

協会員の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

□氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）

□廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更(許可証の写しを添付)及び廃止したとき

－編　集　後　記－

3 月号で荷役（にやく）作業を（にえき）と誤ってお伝えしてしまいました。最初にお詫び申し上げます。

さて、４月です。多くの事業所に新入社員が入ってきたことでしょう。雇い入れ時の教育訓練は実施できましたか？経験ありで入社しても、実務は事業所によるルールがあるはずです。まずは丁寧にひとつひとつ説明し、それからも細かな指摘を重ね、質問に応じていく関係を築けるでしょうか。わかっていると思い、再確認するのも悪いかなぁと気を遣うこともあります。いまさら聞けないことがたまらないように、勇気をもって会話しましょう。共通認識でいられれば、安心して仕事に臨めます。意外に先輩もわかっていなかったと知れば、新人さんは、会得するまでの道のりは遠いと悟り、焦る気持ちがなくなります。

－事務局だより－

☆ ３ 月 １ 日（金）

公共工事における再生材の利用促進に関する行政との意見交換会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長をはじめ 15 名が出席しました。

青年部役員会、全体会、勉強会が、栃木県総合文化センターにおいて開催され、小林部長をはじめ 13 名が出席しました。

☆ ３ 月 11 日（月）

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事、大森事務局長が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ ３ 月 12 日（火）

(公社)全国産業資源循環連合会理事会が、ハイブリット形式において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ ３ 月 18 日（月）

令和５年度第２回栃木県プラスチック資源循環推進協議会が、栃木県庁において開催され、菊池会長が出席しました。